『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』

ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行います。

対象となる方

（1）特定非営利活動法人
（2）（1）以外の方であって、次のいずれかに該当する方
①社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
②保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

支援内容

■貸付限度額

7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）
※各種貸付制度とは別枠

■貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。
① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.65%。
イ）保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
ロ）過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
ハ）社会的課題の解決を目的とする事業を新規開業しようとする方または新規開業して概ね 7 年以内の方
② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.4%。
イ）認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人を含む。）
ロ）社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方（前①のロ又はハに該当しない方）

■貸付期間
設備資金：20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金：7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

■保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。
※特定非営利活動法人の方については、0.1%、その他の方については、原則 0.2%の利率が上乗せとなります。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話：098-941-1795

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』

中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

(1)人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へ GO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

②建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

＊トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）
＊人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））
＊人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース）

③雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容

○基礎講習
労働者の雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

○コミュニケーションスキル等向上コース
若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■対象

建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用（受講料・テキスト代）
無料

④働き方改革推進支援センターの設置による支援

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

（2）金融の円滑化

○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者（事業協同組合等）から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 8 年 3 月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全や資金繰り改善を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権について、ファクタリング会社が保証又は買取を行う際の保証料（買取料）に対する助成等を行うことで、下請建設企業等の負担軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 7 年 3 月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

(1)人材確保・育成に向けた施策の実施
①建設産業総合ホームページ「建設現場へ GO！」
URL：http://genba-go.jp/

②各都道府県労働局
労働局
URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

③厚生労働省　職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
電話：03-5253-1111（内線 5804）

④各働き方改革推進支援センター
各働き方改革推進支援センターはこちらからお申込ください。
URL：https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/

(2)金融の円滑化
国土交通省　不動産・建設経済局建設市場整備課
電話：03-5253-8111（内線 24824）

一般財団法人建設業振興基金
URL：https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』

農林水産関連企業等に対する金融措置による支援

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

(1)関税の引下げ等により影響を被る農産加工業者(特定農産加工業者)の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融・税制の面での支援措置を講じます。

(2)中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金および中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。

(3)需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物(特定農林畜水産物)の新規の用途または加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成または取得等するための資金を融資します。

(4)近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

(5)林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金(林業・木材産業改善資金)を融資します。
　また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産および流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金(木材産業等高度化推進資金)を融資します。

(6)動植物性残さを原料または材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

(7)農業および農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づいて行う、施設の改良、造成または取得、株式の取得などの事業再編の実施に必要な資金(農業競争力強化支援資金)を融資します。

(8)農林水産物・食品の輸出を促進するため、農林水産物及び食品の輸出に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を受けた認定輸出事業者に対し、多用途にわたる資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金)を融資します。非食品の品目や施設整備だけでなく、長期運転資金や海外子会社への転貸など多様なニーズの他、償還期限は 25 年以内と大規模投資にも対応しています。

お問い合わせ先

(1)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
電話:03-6744-2060

(2)農林水産省　農村振興局 地域振興課
電話:03-6744-2498

(3)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
電話:03-6744-2092

(4)水産庁　漁政部　加工流通課
電話:03-6744-2349

(5)林野庁　林政部　企画課
電話:03-3502-8037

(6)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
電話:03-6744-2066

(7)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課
電話:03-3502-8245

(8)農林水産省　輸出・国際局　輸出支援課
電話:03-6744-2398

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』

食品等流通合理化支援策

食品関連事業者が品質の優れた食品などを消費者に提供するために必要な施設の整備を行う場合に、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

食品等製造業者、食品等販売業者、乳業者　等

支援内容

(1)日本政策金融公庫が、食品等製造業者と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
(食品流通改善資金のうち生製提携型施設:**金利 0.65%～1.35%**(令和6年1月 18 日現在))

(2)日本政策金融公庫が、食品等販売業者(卸・小売・飲食業者)と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
(食品流通改善資金のうち生販提携型施設:**金利 0.65%～1.35%**(令和6年1月 18 日現在))

(3)乳業の再編・合理化による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

お問い合わせ先

(1)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部　食品製造課
電話:03-6744-2060

(2)農林水産省　大臣官房新事業・食品産業部　食品流通課
電話:03-3502-8267

(3)農林水産省　畜産局　牛乳乳製品課
電話:03-3502-5987

『飲食店営業、クリーニング、理容・美容、旅館等、生活衛生関係営業者に対する支援』

生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業（すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業および氷雪販売業を営む事業者

支援内容

(1)相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

(2)融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度（生活衛生資金貸付）を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

＜貸付制度の例＞

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経融資）

○貸付対象者

常時使用する従業員の数が 5 人以下（旅館業および興行場営業は 20 人以下）の生活衛生関係営業者

○貸付限度額

2,000 万円

○貸付金利

年 1.20%（令和 6 年 2 月 1 日現在）

※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

○貸付期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

○措置期間

設備資金 2 年以内、運転資金 1 年以内

○担保等

無担保・無保証人

※この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合（組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センターまたは都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合）からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員または経営指導員の指導・審査および②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合または生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
医薬・生活衛生局生活衛生課管理係
電話：03-5253-1111（内線 2434）
日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

支援内容

1. 事業目的

・2030 年度削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
・さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO2 削減計画策定支援（補助率: 3/4、補助上限: 100 万円）
中小企業等による工場・事業場での CO2 削減目標・計画の策定を支援
※ CO2 排出量を見える化する DX システムを用いて運用改善を行う DX 型計画は、補助上限 200 万円

②省 CO2 型設備更新支援

【A.標準事業】
CO2 排出量を工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム系統で 30%以上削減する設備更新を支援（補助率:1/3、補助上限:1 億円）

【B.大規模電化・燃料転換事業】
主要なシステム系統で、ⅰ）ⅱ）ⅲ）の全てを満たす設備更新を支援（補助率: 1/3、補助上限:5 億円）
ⅰ）電化・燃料転換、ⅱ）CO2 排出量を 4,000t-CO2/年以上削減、ⅲ）CO2 排出量を 30%以上削減

【C.中小企業事業】
中小企業等による設備更新に対し、ⅰ）ⅱ）のうちいずれか低い額を補助（補助上限:0.5 億円）
ⅰ）年間 CO2 削減量×法定耐用年数×7,700 円/t-CO2（円）、ⅱ）補助対象経費の 1/2（円）

③企業間連携先進モデル支援（補助率:1/3、1/2、補助上限: 5億円）
Scope3 削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場の CO2 排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）

参照情報

SHIFT 事業ウェブサイト：https://shift.env.go.jp/

お問い合わせ先
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
電話：0570-028-341

『初期費用を抑えて脱炭素機器を設備導入したい』

脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG 要素を考慮した取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援致します。

対象となる方

1. 個人事業主、中小企業。（中小企業の要件は別途条件があります）
2. 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
3. サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下のESG要素を考慮した取組を行っている者。

用途・対象物

1. 対象となるリース契約
   ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること。
2. 対象となる脱炭素機器
   ・業務部門・産業部門・運輸部門

対象地域

・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。

支援内容

・適格要件を満たした中小企業等が脱炭素機器をリース導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の1～4%の補助金を指定リース事業者に対して交付します。
・更に、ESG 要素を考慮した優良な取組には、1%上乗せします。また、リース先（中小企業等）及び指定リース事業者の両社がESG要素を考慮した優良な取組を行っている場合、極めて先進的な取組として、2%上乗せします。

ご利用方法

・補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
・リース先のESG要素取組方針の証憑他、提出物があります。

参照情報

パンフレット
https://www.env.go.jp/content/000145816.pdf
・詳細については執行団体が定める交付規程等を確認ください。

お問い合わせ先

環境省　大臣官房
環境経済課　環境金融推進室
電話：03-3581-3351

『地球温暖化対策のための設備投資資金借り入れの際に利子の負担を抑えたい』

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

企業と連携してバリューチェーン全体の脱炭素に取り組む金融機関および中小企業の脱炭素化支援に積極的に取り組む地域金融機関を支援し、脱炭素化に向けた投資を促進します。

対象となる方

1．バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関
2．排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関
本事業では、民間事業者による地球温暖化対策のための設備投資に対して、上記に取り組む金融機関が行う融資を対象としております。
なお、融資先事業者は自らの二酸化炭素排出量を算定・報告・公表等をする必要があります。
交付対象となる融資の要件については、交付規程等を参照願います。

用途・対象物

地球温暖化対策のための設備投資の具体例
・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
・バイオマス発電設備
・水力発電設備
・省エネ性能の高い機器（製造設備、LED 照明、空調設備等）
・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）

支援内容

要件を満たす金融機関を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利 1.0%を限度に利子補給を行います。

融資利率の範囲	利子補給利率
1.3% ≦ 融資利率	利子補給利率 ＝ 1.0%
0.3% ≦ 融資利率 ＜ 1.3%	利子補給利率 ＝ 融資利率－0.3%
融資利率 ＜ 0.3%	対象外

ご利用方法

補助金の交付申請は、指定金融機関が行います。
指定金融機関の採択情報は執行団体の HP から確認いただけます。
なお、補助金交付にあたっては融資契約日や工事着工日によって、補助金をご利用いただけない場合がございます。詳細は交付規程等を参照願います。

お問い合わせ先

環境省　大臣官房
環境経済課　環境金融推進室
電話：03-3581-3351